

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和6年6月27日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第2400004号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第2400019号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和56年4月1日から同年7月1日に訂正し、同年4月から同年6月までの標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

昭和56年4月1日から同年7月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和56年4月1日から同年7月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和36年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和56年4月1日から同年7月1日まで

私は、昭和55年4月1日にA社に入社し、昭和56年6月30日まで正社員として勤務していたところ、厚生年金基金の記録では、B厚生年金基金における資格喪失年月日は同年7月1日となっているが、厚生年金保険の記録では、同社における資格喪失年月日は同年4月1日となっており、請求期間の被保険者記録がない。

調査の上、昭和56年7月1日をA社における厚生年金保険の資格喪失年月日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

雇用保険の加入記録、事業主から提出された人事記録(写)並びに事業主及び複数の元同僚の回答により、請求者は、請求期間においてA社に正社員として継続して勤務していたことが認められる。

また、B厚生年金基金から提出された「加入員適用記録照会」(以下「基金加入員記録」という。)によると、請求者の同基金における加入期間は、昭和55年4月1日から昭和56年7月1日までの15か月であることが確認できる。

さらに、雇用保険の加入記録によると、請求者のA社における離職年月日は昭和56年6月30日であるところ、厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録により、同社において請求

者と同日に被保険者資格を取得し、さらに請求者と同じ昭和 56 年ないし昭和 57 年に被保険者資格を喪失している者のうち、調査が可能な 12 名の雇用保険の加入記録を調査した結果、すべての者が雇用保険の離職年月日の翌日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、前述の基金加入員記録及び請求者の A 社に係る昭和 56 年 3 月の厚生年金保険の記録から、13 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和 56 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失年月日を同年 7 月 1 日とする同資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し提出したと思うが、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。